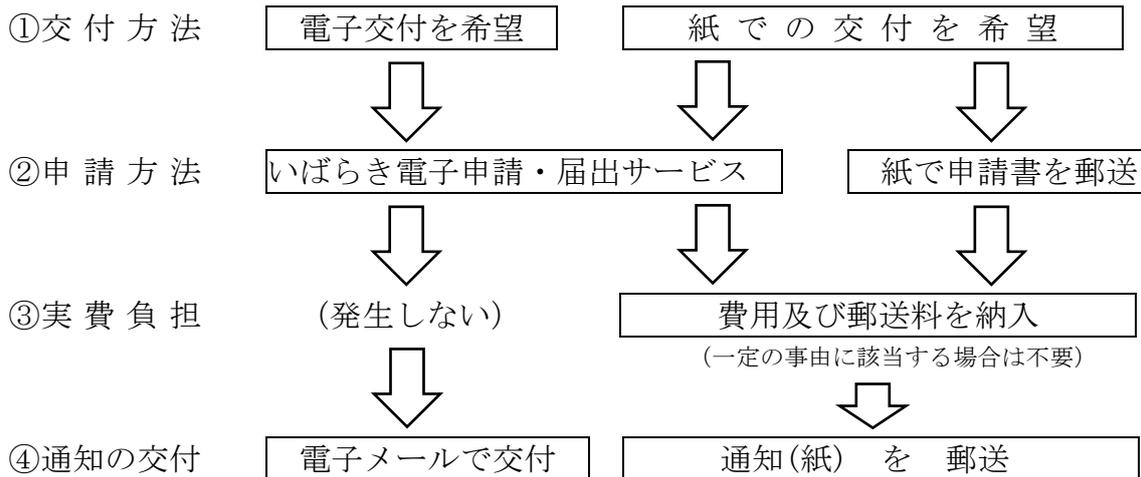


お知らせ

- 茨城県では、業務のデジタル化を推進しています。
- 「生活保護法指定医療機関の指定に関する通知」は、令和5年8月1日交付分から、電子交付の対象となりました。
- なお、従来どおり紙での交付を希望する場合は、原則として、実費（費用及び郵送料）をご負担いただきますのでご留意願います。

【申請の流れ】

【注意】 関東信越厚生局茨城事務所へ、保険医療機関と指定医療機関の申請を同時に行っていても、茨城県に対する申請は必要となります。
この場合、提出書類の一部が省略できます。（裏面の提出書類を参照）



○電子交付を希望する場合

- ・「いばらき電子申請・届出サービス」から申請願います。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44678

- ・「いばらき電子申請・届出サービス」に登録いただいた電子メール宛に、「生活保護法指定医療機関の指定に関する通知」をお送りします。
- ・実費（費用及び郵送料）のご負担は生じません。

【裏面へ続く】

○紙での交付を希望する場合

- ・原則として、**実費（費用＋郵送料）**をご負担いただきます。
 - ※1通の場合94円のご負担となります。
 - ※医科と歯科の両方を申請する場合は、2通（医科1通、歯科1通）104円のご負担となります。
 - ※ご不明な点は、茨城県福祉部福祉政策課（保護担当）までお問合せ願います。
- ・ただし、パソコン等の電子機器を持っていないなど、定められた事由に該当する場合は、実費負担は発生しません。

【提出書類】

【注意】 関東信越厚生局茨城事務所へ、保健医療機関と指定医療機関の申請を同時に行っている場合は、③④のみを提出

- ①指定申請書（様式第3号の1）
- ②誓約書（様式第3号の2）
- ③通知等交付申請書 ※必ず提出してください。
- ④申立書 ※パソコン等の電子機器を持っていないなど、一定の事由に該当する場合のみ提出願います。

〈様式等ダウンロードアドレス〉

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/hokenfukushi/fukushi/hogo/0322n0080.html>

【納入方法】

次のいずれかの方法でお支払い願います。

区 分	納入方法
納入通知書による振り込み	「通知等交付申請書」に記載された送付先住所に、納入通知書を送付します。納入通知書によりお振込みいただきます。
キャッシュレス決済	「いばらき電子申請・届出サービス」による申請手続きにおけるキャッシュレス決済（クレジットカード・ペイジー）によりお支払いいただきます。
対面でのお支払い（注1）	茨城県本庁舎（水戸市笠原町978番6）の福祉政策課（15階南側執務室）にてお支払いいただきます。
現金書留（注2）	当課宛て現金書留を郵送いただきます。

（注1）対面によるお支払いは、現金のみの取扱いとなります。対面でのキャッシュレス決済はできませんのでご注意ください。

（注2）現金書留の送付先は次のとおりです。

住所：水戸市笠原町978番6（〒310-8555）

宛名：茨城県福祉部福祉政策課 保護担当 行

【注意事項】

納められた費用及び郵送料を返還することはできませんのでご注意願います。

【お問合せ先】

茨城県福祉部 福祉政策課 保護担当

電話 029-301-3164

FAX 029-301-6200